

令和4年3月16日

教育・保育施設をご利用の保護者様

江別市長 三好 昇

家庭保育の協力依頼期間の終了と今後の対応について

日頃から教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

北海道のまん延防止等重点措置が3月21日(月・祝日)をもって解除される予定です。このことを受け、これまでお願いしていた家庭保育の協力依頼についても3月21日(月・祝日)で終了し、あわせて登園しなかった日数に応じた保育料の減額措置(保育認定0～2歳児クラス)も終了することといたします。

皆様のご協力により、一定程度感染拡大の抑制が図られたものと感謝しております。

今後におきましても、人の移動等によって感染リスクが高まる時期を迎えることから、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底を図ることが必要です。通常保育の再開後も各施設における感染防止のための取組に対しまして、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

また、今後の施設利用につきましては、あらためて下記の点についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 教育・保育施設への連絡の徹底について

登園しているお子さまや同居家族が次に該当する方は、教育・保育施設へ速やかに連絡するよう徹底してください。その際には、施設からの聞き取りにご協力をお願いいたします。

- (1) 感染した場合
- (2) 濃厚接触者(※事業所等からの「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」に特定された場合含む。以下同じ。)に特定された場合
- (3) PCR検査等の対象となった場合(任意の検査を除く)

2 市への情報提供について

施設から市へ上記の情報を提供することにご了解ください。提供された情報は新型コロナウイルス感染症対応のみに利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

3 施設をお休みいただく期間について

	状 況	お子さまがお休みいただく期間
①	登園しているお子さまが感染した	保健所から指導のあった健康観察期間
②	登園しているお子さまが濃厚接触者(※)となった・同居家族が感染した	陽性者との最終接触日の翌日から7日間または保健所から指導のあった健康観察期間
③	同居家族が濃厚接触者(※)となった	同居家族(濃厚接触者(※))の健康観察期間 (本来、お子さまに行動の制限はありませんが、感染拡大回避のための措置としてご理解下さい)

④	登園しているお子さまや同居家族がPCR検査等を受ける（②及び③に該当する場合や任意の検査を除く）	検査結果（陰性）が判明するまでの間
---	--	-------------------

4 保育料の日割り減額について（保育認定0～2歳児クラスのみ）

「3施設をお休みいただく期間について」に該当しお休みした場合は、引き続き保育料の日割り減額の対象となります。

保育料が減額対象となる場合は、施設からお休みした日数を報告していただきますので、保護者様から江別市への申請は不要です。返金などの具体的な内容については、保育園については市から、認定こども園・地域型保育事業所については、各園からご連絡いたします。

【計算式】

減額後の保育料＝保育料(月額)×「3施設をお休みいただく期間について」に該当し、休んだ期間を除く開園日数÷25日（10円未満端数切捨て）

5 その他

- (1) オミクロン株による感染拡大に伴い、低年齢層への感染が増えています。お子様の体調管理にご協力をお願いいたします。毎日検温を行っていただき、発熱、咳等の風邪症状がみられて体調不良の場合には、教育・保育施設をお休みさせていただきます。
- (2) 万が一、他のお子様や保護者等、教育・保育施設関係者が新型コロナウイルス感染症に感染してしまった場合、その関係者に対しての偏見や差別が生じないようにご配慮をお願いいたします。
- (3) 今後の対応について、国などの方針変更により、変更となる場合がありますことをご理解願います。

お問合せ先 江別市健康福祉部 子育て支援室子ども育成課 電話：011-381-1030（直通）
--